

地方税法施行規則等の一部を改正する省令の概要

令和 7 年 7 月
総務省自治税務局

1 改正の趣旨

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号。以下「令和 7 年改正法」という。）及び地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 119 号。以下「令和 7 年改正令」という。）の施行に伴い、個人住民税、法人住民税、法人事業税及び特別法人事業税に係る様式及び記載要領等についての所要の整備を行うもの。

2 主な改正の内容

- （１）個人住民税の特定親族特別控除の創設に伴う所要の措置を講ずる。
- （２）個人住民税の申告書の添付書類について、確定申告書の添付書類の見直しに伴い所要の措置を講ずる。
- （３）情報処理の促進に関する法律（昭和 45 年法律第 90 号）に規定する選定事業者に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例措置の創設に伴う所要の措置を講ずる。
- （４）企業版ふるさと納税の期限延長に伴い、所要の措置を講ずる。
- （５）防衛特別法人税の創設に伴う所要の措置を講ずる。
- （６）その他、令和 7 年改正法及び令和 7 年改正令の施行並びに国税の様式改正に伴う所要の措置を講ずる。

3 施行期日

原則として、公布の日から施行する。